

公益社団法人 日本青年会議所

支援団体に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第82条第2号に基づき、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）及び本会を支援する団体（以下「支援団体」という。）に関する事項を定め、もって本会と支援団体との良好な関係の構築並びに本会の発展及び運営の円滑化を図ることを目的とする。

(支援団体の新設)

第2条 新たに支援団体の認定を申請する団体は、次の事項を記載した書類を会頭に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成員の氏名及び所属会員会議所（以下「会員名簿」という。）
- (4) 代表者及び役員 の氏名及び所属会員会議所名（以下「役員名簿」という。）
- (5) 会則、その他の諸規程

(支援団体の目的)

第3条 支援団体は、本会の各事業に積極的に協力し、または本会に有為な情報を提供し、若しくは人的・物的な支援等を行うことにより本会定款第3条の目的達成に協力するとともに、次の各号の一つを目的とする団体とする。本会は、支援団体に対し、何らの便宜供与も行わない。

- (1) 会員相互の親睦を目的とする団体
- (2) 諸外国等との親善・親睦・交流を目的とする団体
- (3) 業界の発展を目的とする経済人としての団体

(構成)

第4条 支援団体の構成は、次の通りとする。

- (1) 本会の定款、諸規程の趣旨を尊重し、本会の品位、秩序を乱すおそれがない全国的な組織であること

(事業報告等)

第5条 支援団体は、専務理事に対し、毎事業年度末から2か月以内に、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業の詳細を記載した報告書
- (2) 当該年度の事業計画を詳細に記載した報告書
- (3) 会員名簿及び役員名簿

(解散)

第6条 支援団体が解散したときは、ただちに文書をもって会頭に報告しなければならない。

(名称使用)

第7条 支援団体は、「登録商標の使用に関する規程」の定めるところにより、当該支援団体の名称の前に日本青年会議所または日本JCを付して表示することができる。但し、本規程第8条により認定が取り消された場合は表示することはできない。

(認定の取消)

第8条 会頭は、支援団体が本規程に違反したときは、支援団体の認定を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第9条 本規程に基づき認定を受けた支援団体が、第5条の規程に基づく報告書等の提出を2年間連続して怠った場合、当該支援団体は、本会の定める提出期限徒過をもって、当然にその資格を喪失するものとする。

(再認定)

第10条 前条の規定に基づき、認定資格を喪失した支援団体は、再度支援団体として認定の申請することはできない。ただし、専務理事においてやむを得ない事由がある場合と判断した場合は、この限りではない。

(諸規定の準用)

第11条 この規程に定めなき事項については、本会諸規程を準用する。

附 則

この規程の変更規定は、平成25年11月16日から施行する。

平成21年10月15日 制定
平成22年10月16日 改正
平成24年 7月20日 改正
平成25年11月16日 改正